

高速自動車国道法施行令の一部改正について

平成19年2月
国土交通省
道路局路政課

1. 改正の背景

平成15年の高速自動車国道法の一部改正により、国と地方公共団体の負担により高速自動車国道を整備する方式（いわゆる「新直轄方式」）が新たに導入されました。

平成19年度以降、順次、新直轄方式により国土交通大臣が管理を行う高速自動車国道が供用開始される予定であることを踏まえ（平成19年度は、日本海沿岸東北自動車道（本荘～岩城間）が供用開始予定。）、高速自動車国道の維持、修繕その他の管理に要する費用についての国の負担割合を定めるため、以下のとおり高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）を改正することを検討しています。

2. 改正の概要

高速自動車国道の維持、修繕その他の管理に要する費用についての国の負担割合を4分の3（北海道の区域内にあっては10分の8.5）と定めることを検討しています。

3. スケジュール（予定）

公布日 : 平成19年3月下旬
施行日 : 平成19年4月